兵庫県公報

令和4年7月26日 火曜日 第 331 号

発 行 人 兵 庫 県 神戸市中央区下山手通 5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

	ページ
○ 災害対策基本法に基づく指定地方公共機関の指定(危機管理部総務課)	1
○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく指定地方公共機関	
の指定(同)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
○ 土地改良区役員の退任の届出(農地整備課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出(同)	
〇同 上 (同)	
〇同 上(同)	4
〇同 上(同)	5
〇同 上 (同)	
○ 保安林の指定(治山課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
〇 同 上 (同)	7
〇同 上 (同)	7
〇同 上 (同)	8
〇同 上 (同)	8
〇同 上 (同)	
〇同 上(同)	9
〇同 上(同)	
〇同 上(同)	9
○ 保安林の指定予定(同)	10
○ 保安林の指定の解除予定(同)	10
○ 漁船保険の付保義務の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧(水産漁港	
課)	10
	10
○ 土砂災害特別警戒区域の指定の解除(砂防課)	
○ 土砂災害特別警戒区域の指定の解除(砂防課) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	11
○ 土砂災害特別警戒区域の指定の解除(砂防課)○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施(建築指導課)○ 同 上(同)	11 11
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施(建築指導課) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11 11 12
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施(建築指導課)	11 11 12
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施(建築指導課)	11 11 12 12
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施(建築指導課)○ 同 上(同)○ 道路の位置指定(中播磨県民センター)公 告○ 農地を利用する権利の設定の裁定申請(総合農政課)	11 11 12 12 12
 ○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施(建築指導課) ○ 同 上(同) ○ 道路の位置指定(中播磨県民センター) 公 告 ○ 農地を利用する権利の設定の裁定申請(総合農政課) ○ 大規模小売店舗の新設に関する届出(都市計画課) 	11 11 12 12 12 12
 ○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施(建築指導課) ○ 同 上(同) ○ 道路の位置指定(中播磨県民センター) 公 告 ○ 農地を利用する権利の設定の裁定申請(総合農政課) ○ 大規模小売店舗の新設に関する届出(都市計画課) ○ 大規模小売店舗の変更に関する届出(同) 	11 11 12 12 12 12 14 14 15
 ○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施(建築指導課) ○ 同 上(同) ○ 道路の位置指定(中播磨県民センター) 公 告 ○ 農地を利用する権利の設定の裁定申請(総合農政課) ○ 大規模小売店舗の新設に関する届出(都市計画課) ○ 大規模小売店舗の変更に関する届出(同) ○ 同 上(同) 	11 11 12 12 12 12 14 15 16
 ○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施(建築指導課) ○ 同 上(同) ○ 道路の位置指定(中播磨県民センター) 公 告 ○ 農地を利用する権利の設定の裁定申請(総合農政課) ○ 大規模小売店舗の新設に関する届出(都市計画課) ○ 大規模小売店舗の変更に関する届出(同) 	11 11 12 12 12 12 14 15 16
 ○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施(建築指導課) ○ 同 上(同) ○ 道路の位置指定(中播磨県民センター) 公 告 ○ 農地を利用する権利の設定の裁定申請(総合農政課) ○ 大規模小売店舗の新設に関する届出(都市計画課) ○ 大規模小売店舗の変更に関する届出(同) ○ 同 上(同) 	11 11 12 12 12 12 14 15 16
 ○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施(建築指導課) ○ 同 上(同) ○ 道路の位置指定(中播磨県民センター) 公 告 ○ 農地を利用する権利の設定の裁定申請(総合農政課) ○ 大規模小売店舗の新設に関する届出(都市計画課) ○ 大規模小売店舗の変更に関する届出(同) ○ 同 上(同) ○ 同 上(同) 公安委員会告示 	11 11 12 12 12 12 14 15 16
 ○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施(建築指導課) ○ 同 上(同) ○ 道路の位置指定(中播磨県民センター) 公 告 ○ 農地を利用する権利の設定の裁定申請(総合農政課) ○ 大規模小売店舗の新設に関する届出(都市計画課) ○ 大規模小売店舗の変更に関する届出(同) ○ 同 上(同) ○ 同 上(同) ○ 認定高齢者講習の適合 	11 11 12 12 12 14 15 16 17
 ○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施(建築指導課) ○ 同 上(同) ○ 道路の位置指定(中播磨県民センター) 公 告 ○ 農地を利用する権利の設定の裁定申請(総合農政課) ○ 大規模小売店舗の新設に関する届出(都市計画課) ○ 大規模小売店舗の変更に関する届出(同) ○ 同 上(同) ○ 同 上(同) ○ 認定高齢者講習の適合 ○ 認定認知機能検査及び認定運転技能検査の認定 	11 11 12 12 12 14 15 16 17
 ○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施(建築指導課) ○ 同 上(同) 公 告 ○ 農地を利用する権利の設定の裁定申請(総合農政課) ○ 大規模小売店舗の新設に関する届出(都市計画課) ○ 大規模小売店舗の変更に関する届出(同) ○ 同 上(同) ○ 同 上(同) ○ 配定高齢者講習の適合 ○ 認定認知機能検査及び認定運転技能検査の認定 正 誤 	11 11 12 12 12 14 15 16 17
 ○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施(建築指導課) ○ 同 上(同) 公 告 ○ 農地を利用する権利の設定の裁定申請(総合農政課) ○ 大規模小売店舗の新設に関する届出(都市計画課) ○ 大規模小売店舗の変更に関する届出(同) ○ 同 上(同) ○ 同 上(同) ○ 認定高齢者講習の適合 ○ 認定認知機能検査及び認定運転技能検査の認定 正 誤 ○ 令和3月31日付け兵庫県公報第6号外中 	11 11 12 12 12 14 15 16 17
 ○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施(建築指導課) ○ 同 上(同) ○ 道路の位置指定(中播磨県民センター) 公 告 ○ 農地を利用する権利の設定の裁定申請(総合農政課) ○ 大規模小売店舗の新設に関する届出(都市計画課) ○ 大規模小売店舗の変更に関する届出(同) ○ 同 上(同) ○ 同 上(同) ○ 同 上(同) ○ 認定高齢者講習の適合 ○ 認定認知機能検査及び認定運転技能検査の認定 正 誤 ○ 令和3月31日付け兵庫県公報第6号外中 ○ 同 上 	11 11 12 12 12 14 15 16 17 18 18
 ○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施(建築指導課) ○ 同 上(同) 公 告 ○ 農地を利用する権利の設定の裁定申請(総合農政課) ○ 大規模小売店舗の新設に関する届出(都市計画課) ○ 大規模小売店舗の変更に関する届出(同) ○ 同 上(同) ○ 同 上(同) ○ 認定高齢者講習の適合 ○ 認定認知機能検査及び認定運転技能検査の認定 正 誤 ○ 令和3月31日付け兵庫県公報第6号外中 	11 11 12 12 12 14 15 16 17 18 18

兵庫県告示第893号

災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) 第2条第6号の規定による指定地方公共機関として、公益的事業を営む次の法人を指定し、令和3年兵庫県告示第1282号は、廃止する。

示

告

令和4年7月26日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

阪急電鉄株式会社

阪神電気鉄道株式会社

山陽電気鉄道株式会社

神戸電鉄株式会社

神戸高速鉄道株式会社

神戸新交通株式会社

六甲山観光株式会社

能勢電鉄株式会社

北条鉄道株式会社

北近畿タンゴ鉄道株式会社

WILLER TRAINS株式会社

智頭急行株式会社

淡路交通株式会社

神姫バス株式会社

全但バス株式会社

阪急バス株式会社

阪神バス株式会社

- 一般社団法人兵庫県トラック協会
- 一般社団法人兵庫県LPガス協会

株式会社ラジオ関西

兵庫エフエム放送株式会社

株式会社サンテレビジョン

兵庫県道路公社

芦有ドライブウェイ株式会社

一般財団法人神戸住環境整備公社

但馬空港ターミナル株式会社

一般社団法人兵庫県医師会

公益社団法人兵庫県看護協会

- 一般社団法人兵庫県歯科医師会
- 一般社団法人兵庫県薬剤師会
- 一般社団法人兵庫県獣医師会

公益社団法人神戸市獣医師会

兵庫県告示第894号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第2条第2項の規定による指定地方公共機関として次の法人を指定し、令和3年兵庫県告示第1283号は、廃止する。

令和4年7月26日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

一般社団法人兵庫県LPガス協会

株式会社淡路ジェノバライン

ジャンボフェリー株式会社

高速いえしま株式会社

沼島汽船株式会社

坊勢輝汽船株式会社

淡路交通株式会社

山陽バス株式会社

神姫バス株式会社

全但バス株式会社

一般社団法人兵庫県トラック協会

但馬空港ターミナル株式会社

日本エアコミューター株式会社

WILLER TRAINS株式会社

北近畿タンゴ鉄道株式会社

神戸新交通株式会社

神戸高速鉄道株式会社

一般財団法人神戸住環境整備公社

神戸電鉄株式会社

山陽電気鉄道株式会社

智頭急行株式会社

能勢電鉄株式会社

北条鉄道株式会社

六甲山観光株式会社

一般社団法人兵庫県医師会

株式会社サンテレビジョン

兵庫エフエム放送株式会社

株式会社ラジオ関西

神戸市道路公社

兵庫県道路公社

芦有ドライブウェイ株式会社

兵庫県告示第895号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和4年7月26日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

谷川土地改良区

退任役員

役員の区分氏名住所理事柳瀬正明丹波市山南町谷川1047番地

兵庫県告示第896号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和4年7月26日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

神戸市福住土地改良区

退任役員

役員の区分	E	E	名	5	住 所
理事	財	田	美	信	神戸市西区押部谷町福住415番地
同	物	延	種	美	同 市同区押部谷町福住74番地
同	財	田	好	和	同 市同区押部谷町福住70番地
同	財	田	英	宣	同 市同区押部谷町福住457番地
同	財	田	和	明	同 市同区押部谷町福住386番地の1
同	大	西	末	芳	同 市同区押部谷町押部430番地
同	大	中	邦	彦	同 市同区押部谷町押部484番地の1
監 事	財	田	恒	男	同 市同区押部谷町福住109番地の1
司	藤	田	真	之	同 市同区押部谷町押部502番地の2

就任役員		
役員の区分	氏 名	住所
理 事	財 田 和 明	神戸市西区押部谷町福住386番地の1
同	藤田耕司	同 市同区押部谷町福住441番地
同	藤田昌宏	同 市同区押部谷町福住121番地
同	財 田 英 宣	同 市同区押部谷町福住457番地
同	財 田 義 隆	同 市同区押部谷町福住378番地の1
同	大 中 邦 彦	同 市同区押部谷町押部484番地の1
同	大 西 末 芳	同 市同区押部谷町押部430番地
監 事	田中順	同 市同区桜が丘西町4丁目14番地の15
同	藤田真之	同 市同区押部谷町押部502番地の2

兵庫県告示第897号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和4年7月26日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

神戸市池谷福谷土地改良区

退任役員			
役員の区分	氏	名	住 所
理事	小 池	孝 司	神戸市西区櫨谷町池谷432番地の2
司	小 池	道 雄	同 市同区櫨谷町池谷766番地
司	池 内	優 介	同 市同区櫨谷町池谷220番地
同	藤井	隆 佳	同 市同区櫨谷町福谷529番地
司	藤井	精 治	同 市同区櫨谷町福谷711番地
司	柳瀬	茂 幸	同 市同区櫨谷町福谷452番地
監事	山 本	弘 明	同 市同区櫨谷町池谷113番地
同	藤井	克 也	同 市同区櫨谷町福谷122番地
就任役員			
役員の区分	氏	名	住 所
理事	藤井	薫	神戸市西区櫨谷町福谷558番地
	74-5	7111	
同	池内	優介	同 市同区櫨谷町池谷220番地
同同			
, ,	池内	優 介	同 市同区櫨谷町池谷220番地
同	池 内	優 介 孝 匡	同 市同区櫨谷町池谷220番地 同 市同区櫨谷町池谷462番地の3
同同	池 内 港 井	優 介 孝 匡 明 彦	同 市同区櫨谷町池谷220番地 同 市同区櫨谷町池谷462番地の3 同 市同区櫨谷町福谷651番地
同同同	池内内排柳柳柳	優 介 孝 国 彦 毅	同 市同区櫨谷町池谷220番地 同 市同区櫨谷町池谷462番地の3 同 市同区櫨谷町福谷651番地 同 市同区櫨谷町福谷439番地
同同同同	池池藤柳小	優	同 市同区櫨谷町池谷220番地 同 市同区櫨谷町池谷462番地の3 同 市同区櫨谷町福谷651番地 同 市同区櫨谷町福谷439番地 同 市同区櫨谷町池谷471番地
同 同 同 同 配 監 事	池池藤栁小藤	優孝明 家裕也	同 市同区櫨谷町池谷220番地 同 市同区櫨谷町池谷462番地の3 同 市同区櫨谷町福谷651番地 同 市同区櫨谷町福谷439番地 同 市同区櫨谷町池谷471番地 同 市同区櫨谷町福谷122番地

兵庫県告示第898号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和4年7月26日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

伊丹市森本井土地改良区

退任役員

役員の区分氏名住所理事永長正樹伊丹市森本4丁目106番地

同	伊	丹	信	秀	同 市森本 5 丁目77番地の 2
同	阪	部	英	夫	同 市森本 2 丁目241番地
同	松	浦	利	彦	同 市森本3丁目2番8-702号
同	阪	部	育	夫	同 市森本2丁目236番地
同	阪	部	豊	和	同 市森本2丁目212番地
同	松	浦	重	博	同 市森本2丁目164番地の1
同	藤	本	敏	幸	同 市森本 3 丁目73番地
監事	松	浦	三	義	同 市森本 4 丁目91番地
同	池	永		護	同 市森本 4 丁目160番地
就任役員					
役員の区分	E	£	名	3	住所
理事	池	永		護	伊丹市森本4丁目160番地
同	前	Ш	雅	_	同 市森本4丁目216番地の2
同	永	長	和	彦	同 市森本4丁目109番地
同	阪	部		富	同 市森本 4 丁目223番地
同	前	Ш	嘉	彦	同 市森本4丁目118番地
同	大	﨑		正	同 市森本5丁目17番地
同	松	浦	三	義	同 市森本 4 丁目91番地
同	阪	部	雅	夫	同 市森本4丁目89番地
監事	松	浦	利	彦	同 市西台3丁目2番8-702号
同	出	П	浩	数	同 市森本3丁目77番地
	^~~~	///	////	///	·//·/

兵庫県告示第899号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の 届出があった。

令和4年7月26日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

荒井土地改良区

氏	名	住 所
伊 野	弘 之	宍粟市山崎町中広瀬4番地
坂 元	勝博	同 市山崎町山田178番地5
福岡	眞一郎	同 市山崎町御名117番地5
中村	好 行	同 市山崎町千本屋20番地
福崎	定	同 市山崎町船元195番地
千 本	英 毅	同 市山崎町船元235番地
髙 階	富 造	同 市山崎町下広瀬119番地3
立 花	明	同 市山崎町中井153番地5
前 田	重 和	同 市山崎町鶴木210番地
仁 尾	真 行	同 市山崎町段476番地1
松 岡	佳 男	同 市山崎町金谷847番地
福山	高 文	同 市山崎町中比地409番地
大 西	昭 和	同 市山崎町下比地3番地1
橋 本	俊 明	同 市山崎町千本屋442番地2
光 岡	正 幸	同 市山崎町金谷515番地
氏	名	住 所
大 杉	史 郎	宍粟市山崎町中広瀬121番地2
坂 元	勝博	同 市山崎町山田178番地5
井口	正 也	同 市山崎町御名216番地1
	伊坂福中福千髙立前仁松福大橋光 大坂野元岡村崎本階花田尾岡山西本岡 杉元	伊坂福中福千髙立前仁松福大橋光 大坂野元岡村崎本階花田尾岡山西本岡 杉元弘勝眞好 英富 重真佳高昭俊正 史勝之博郎行定毅造明和行男文和明幸 郎博

同	中	村	好	行	同 市山崎町千本屋20番地
同	西	江	茂	樹	同 市山崎町野162番地
同	千	本	英	毅	同 市山崎町船元235番地
同	髙	階	富	造	同 市山崎町下広瀬119番地3
同	<u> </u>	花		明	同 市山崎町中井153番地5
同	前	田	重	和	同 市山崎町鶴木210番地
同	牧	野	正	憲	同 市山崎町段358番地
同	松	畄	佳	男	同 市山崎町金谷847番地
同	大	江		新	同 市山崎町中比地276番地1
同	大	西	昭	和	同 市山崎町下比地3番地1
監事	橋	本	俊	明	同 市山崎町千本屋442番地2
同	山	本	裕	治	同 市山崎町金谷230番地2
同	秋	武		勉	同 市山崎町船元99番地4

兵庫県告示第900号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和4年7月26日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

戸原土地改良区 退任役員

还压区只							
役員の区分	E	E	名	7		住	所
理 事	福	畄	健	_	宍郹	医市山崎町川戸1:	371番地2
同	竹	添	禮一	一郎	同	市山崎町川戸14	418番地
同	中	筋	啓	介	同	市山崎町宇原50	00番地
同	釜	井	宣	雄	同	市山崎町宇原10	081番地2
同	中	井	正	康	同	市山崎町宇原18	88番地
監 事	永	井	健	介	同	市山崎町川戸64	40番地
同	竹	内		晃	同	市山崎町宇原48	89番地
同	福	嶋	忠	文	同	市山崎町下宇原	頁110番地
就任役員							
役員の区分	E	E	名	7		住	所
理 事	福	岡	健	_	宍雺	医市山崎町川戸1:	371番地2
同	竹	添	禮一	一郎	同	市山崎町川戸14	418番地
同	中	筋	啓	介	同	市山崎町宇原50	00番地
同	志	水	昭	美	同	市山崎町宇原12	201番地
同	中	井	正	康	同	市山崎町宇原18	88番地
監 事	永	井	健	介	同	市山崎町川戸64	40番地
同	竹	内		晃	同	市山崎町宇原48	89番地
同	西	脇	健	介	同	市山崎町下宇原	頁112番地

兵庫県告示第901号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。 令和 4 年 7 月26日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 保安林の所在場所
 - 美方郡香美町香住区八原字水無シ62の1
- 2 指定の目的 水源の涵養

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第902号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。 令和4年7月26日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 保安林の所在場所

美方郡香美町香住区八原字高平井13、字比峩谷14

- 2 指定の目的
 - 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所 及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第903号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。 令和4年7月26日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 保安林の所在場所

美方郡香美町香住区八原字田ノ見谷134、字大狭幅136、字池ノ谷326、字家奥514

- 2 指定の目的
 - 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所 及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

^^^^^

兵庫県告示第904号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。 令和4年7月26日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 保安林の所在場所

美方郡香美町香住区下岡字山座200の4

2 指定の目的 水源の涵養

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第905号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。 令和4年7月26日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 保安林の所在場所

美方郡香美町香住区畑字クワコ670の35. 字カシノ畑802、字天神821

- 2 指定の目的
 - 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第906号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。 令和4年7月26日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 保安林の所在場所

美方郡香美町香住区畑字ワルイゼタタミ岩879、879の7、880

- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第907号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。 令和4年7月26日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 保安林の所在場所

美方郡香美町香住区畑字イラン谷口79の1、字塚谷177、177の1

- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所 及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第908号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。 令和4年7月26日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 美方郡新温泉町歌長字大末1275の25
- 2 指定の目的
 - 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第909号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。 令和4年7月26日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 保安林予定森林の所在場所 美方郡新温泉町春来字横尾578の45
- 2 指定の目的土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第910号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。 令和4年7月26日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 佐用郡佐用町西新宿字中坪2293の54から2293の56まで
- 2 指定の目的
 - 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第911号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和4年7月26日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 解除予定保安林の所在場所 洲本市千草字池ノ内堺丙315-2
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由

農道用地とするため

兵庫県告示第912号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書

を縦覧に供する。

令和4年7月26日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称
兵庫県淡路市富島367—15 福 原 孝 文 同 県同 市富島1130 内 田 雅 也	富島	富島漁業協同組合
兵庫県淡路市室津2375—3 漣 忍 同 県同 市室津4—7 宮 田 豊 之	室津浦	室津浦漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和4年7月26日から同年8月9日まで

② 縦覧場所

富島加入区 兵庫県淡路市富島字小倉浜940番地先 富島漁業協同組合 室津浦加入区 同 県同 市室津字宮田2534番地先 室津浦漁業協同組合

兵庫県告示第913号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の 規定により、平成30年兵庫県告示第355号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部について、次のとおり指定を 解除する。

令和4年7月26日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	自然現象により建築物 に作用すると想定され る衝撃に関する事項
板屋谷2 I (238000052)	赤穂郡上郡町中野(別図56 のとおり)	土石流	別図56のとおり

兵庫県告示第914号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨神戸県民センター長から報告があった。

令和4年7月26日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 日時

令和4年8月4日(木)午前10時から午前11時まで

2 場所

神戸市長田区浪松町3丁目2番5号 兵庫県西神戸庁舎 4階A会議室

3 被聴聞者

商号又は名称 大栄建設株式会社

代表者氏名 金 世 逸

事務所所在地 神戸市長田区川西通五丁目103-2 リバーウェスト五番街A棟102

免 許 番 号 兵庫県知事 (13) 第6989号

免許年月日 平成31年2月26日

兵庫県告示第915号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨阪神南センター長から報告があった。

令和4年7月26日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 日時

令和4年8月4日(木)午後3時から午後4時まで

2 場所

西宮市櫨塚町2番28号 兵庫県西宮庁舎 1階102会議室

3 被聴聞者

商号又は名称 株式会社一灯館 代表者氏名 廣 野 稔

事務所所在地 芦屋市朝日ヶ丘町12番3号

免許年月日 平成29年10月19日

兵庫県告示第916号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。 その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

令和4年7月26日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位 置	幅 員 (メート ル)	延 長 (メート ル)
第R03中播位置 0004号	4. 6. 28	たつの市誉田町福田字東前田469番1の一部、 470番1の一部	5. 01	42. 28

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和4年7月26日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 申請に係る農地の所在、地番、地目、面積並びに所有者等の氏名及び住所

所在及び地番	地目	面 積 (平方メートル)	所有者等の氏名及び住所
淡路市野島常盤字中野919番	畑	284	中垣 夢藏 津名郡野島村常磐番地中垣 蔓蔵 淡路市楠本2675番地

2 申請に係る農地の利用の現況

現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細 裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する 補償金の額
令和5年4月1日	15年5月 (権利の始期から令和20年8月31日まで)	32, 842円

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和4年8月9日

(2) 提出先

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県農林水産部総合農政課

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)

- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項
- 6 農地中間管理機構からの依頼により以下事項について、公告する。

当該農地については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業(土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業をいう。)が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

- (1) 機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定(公告)時から15年以上あるものである。
- (2) 機構関連事業は、都道府県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めずに農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業である。
- (3) 事業実施地域については、都道府県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定される。
- (4) 機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外(農地転用)については、農地中間管理機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能である。
- (5) 機構関連事業が行われた農用地等の所有者が農地中間管理機構への貸付けを、自らの都合で一方的に解除した場合は、特別徴収金(工事に要した費用の全部)が徴収される。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり 大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和4年7月26日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) スーパーセンタートライアル赤穂細野店

所在地 赤穂市細野町28番1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社トライアルカンパニー

住所 福岡市東区多の津一丁目12番2号

代表者の氏名 石 橋 亮 太

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 氏名又は名称 住所 代表者の氏名

株式会社トライアルカンパニー

福岡市東区多の津一丁目 12番2号

石 橋 亮 太

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和5年2月1日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,954平方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数(位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。) 260台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数(位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。) 71台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積(位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。) 120平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量(位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。) 47.25立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (I) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 24時間
 - ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置(位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。) 出入口2箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日

令和4年7月5日

- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和4年7月26日から4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和4年11月28日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり 大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の 生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対 し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和4年7月26日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 Corowa甲子園

所在地 西宮市甲子園高潮町22番3号

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名

三菱UF.J信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 長島 巌

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称 代表者の氏名 住所 井 原 亨 株式会社縁寿 神戸市東灘区西岡本2-7-2-521 株式会社フォレスト 広島市中区中町7―16 ポレスター広島2階 水 谷 友 昭 株式会社つゆき 徳島市籠屋町二丁目20番地 露木寛之 セイコーリテール 東京都中央区八丁堀三丁目1番9号 庄 山 昌 彦

マーケティング株式会社 京橋北見ビル西館3階

外27者

(2) 変更後

名称住所代表者の氏名株式会社Root-Kobe神戸市東灘区西岡本 2 — 7 — 2 — 521井 原 亨ブレイン・オブ・ブレイン広島市中区上幟町 1 番 3 号 5 階西 谷 栄 二

株式会社 外27者

4 変更年月日

令和4年5月20日ほか

5 届出年月日

令和4年7月4日

- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和4年7月26日から4月間

- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限

令和4年11月28日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり 大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の 生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対 し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和4年7月26日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ジャンボスクエア川西

所在地 川西市栄町813番地1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

 名称
 住所
 代表者の氏名

 株式会社西友
 東京都北区赤羽二丁目1番1号
 大久保 恒 夫

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 住所 代表者の氏名

合同会社西友 東京都北区赤羽二丁目1番1号 株式会社西友ホールディングス

大久保 恒 夫

イ 変更後

名称住所代表者の氏名株式会社西友東京都北区赤羽二丁目1番1号大久保 恒 夫

② 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 住所 代表者の氏名

合同会社西友 東京都北区赤羽二丁目1番1号 株式会社西友ホールディングス

大久保 恒 夫

株式会社チョダ 東京都杉並区荻窪四丁目30番16号 杉 山 忠 雄

外5者

イ 変更後

名称住所代表者の氏名株式会社西友東京都北区赤羽二丁目1番1号大久保 恒 夫株式会社チョダ東京都杉並区荻窪四丁目30番16号町 野 雅 俊

外5者

4 変更年月日

令和4年1月6日ほか

5 届出年月日

令和4年7月5日

- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和4年7月26日から4月間

- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限

令和4年11月28日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり 大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の 生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対 し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和4年7月26日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 西友多田店

所在地 川西市緑台五丁目 1-108

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名

株式会社西友 東京都北区赤羽二丁目1番1号 大久保 恒 夫

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 住所 代表者の氏名

合同会社西友 東京都北区赤羽二丁目1番1号 株式会社西友ホールディングス

大久保 恒 夫

イ 変更後

名称住所代表者の氏名株式会社西友東京都北区赤羽二丁目1番1号大久保 恒 夫

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 住所 代表者の氏名

合同会社西友 東京都北区赤羽二丁目1番1号 株式会社西友ホールディングス

大久保 恒 夫

イ 変更後

名称住所代表者の氏名株式会社西友東京都北区赤羽二丁目1番1号大久保 恒 夫

4 変更年月日

令和4年1月6日

5 届出年月日

令和4年7月5日

- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和4年7月26日から4月間

- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限

令和4年11月28日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第186号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の32の2第1項の規定に基づき、自動車教習所である施設その他の施設において行う同項に規定する運転免許取得者等教育が同項各号のいずれにも適合している旨の認定(以下「認定」という。)をしたので、同条第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和4年7月26日

兵庫県公安委員会 委員長 小 西 新右衛門

1 認定をした法人の名称及び住所並びに代表者の氏名等

認	定	を	L	た	法	人	の	名	称	使	用	す	る	施	設	の	名	称	/b + * * * * * * * * * * * * * * * * * *
(住			所)	所				在				地	代表者の氏名
										西神	申自動	車学隊	ŧ						
									神戸市西区玉津町高津橋字今池尻11番1号								클	水山清嗣	
阪神興業株式会社									ポートアイランドドライビングスクール										
(神戸市長田区若松町6丁目1番1号)									神戸市中央区港島1丁目1番6号								71 7 177 177 110 3		
										土山	」自動	車学隊	t						
										兵庫	5県加	古郡和	6美町	六分-	一字山	1中池	1181番	昏地	

2 認定をした課程の区分

運転免許取得者等教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)第1条第3号に掲げる 課程

- 3 認定をした課程の名称 認定高齢者講習
- 4 認定をした年月日 令和4年7月13日

兵庫県公安委員会告示第187号

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の32の3第1項の規定に基づき、自動車教習所である施設その他の施設において行う同項に規定する運転免許取得者等検査が同項各号のいずれにも適合している旨の認定(以下「認定」という。)をしたので、同条第2項において読み替えて準用する法第108条の32の2第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和4年7月26日

兵庫県公安委員会 委員長 小 西 新右衛門 1 認定をした法人の名称及び住所並びに代表者の氏名等

認	定	を	し	た	法	人	の	名	称	使	用	す	る	施	設	の	名	称	
(住			所)	所				在				地	代表者の氏名
										西神自動車学院									
										神戸市西区玉津町高津橋字今池尻11番1号								<u>1</u> .	
阪神	阪神興業株式会社 (神戸市長田区若松町6丁目1番1号)									ポートアイランドドライビングスクール									水山清嗣
(补									-)	神戸市中央区港島1丁目1番6号								//、FT(目標型	
									土山自動車学院										
							兵庫県加古郡稲美町六分一字山中池1181番地							季地					

- 2 認定をした方法の区分
 - (I) 運転免許取得者等検査の認定に関する規則(令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「規則」という。) 第1条第1号に掲げる方法
 - ② 規則第1条第2号に掲げる方法
- 3 認定をした方法の名称

認定をした方法の名称は、次に掲げる方法の区分に応じて、それぞれに定めるものとする。

- (1) 規則第1項第1号に掲げる方法 認定認知機能検査
- ② 規則第1条第2号に掲げる方法 認定運転技能検査
- 4 認定をした年月日 令和4年7月13日

正誤

○令和3年3月31日付け(兵庫県公報第6号外)

兵庫県告示第423号の4 (平成30年兵庫県告示第255号 (農業振興地域の指定)の一部改正)中

 (ページ)	(行)	(誤)	(正)
4	39	平成30年兵庫県告示第255号(農 業振興地域の指定)	昭和45年兵庫県告示第451号(農 業振興地域の指定)

○令和3年3月31日付け(兵庫県公報第6号外)

兵庫県告示第423号の5 (平成29年兵庫県告示第354号 (農業振興地域の指定)の一部改正)中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)				
4	47	平成29年兵庫県告示第354号(農 業振興地域の指定)	昭和45年兵庫県告示第451号(農 業振興地域の指定)				

○令和3年3月31日付け(兵庫県公報第6号外)

兵庫県告示第423号の6 (平成28年兵庫県告示第313号 (農業振興地域の指定)の一部改正)中

_	(ページ)	(行)	(誤)	(正)					
-	5	6	平成28年兵庫県告示第313号(農 業振興地域の指定)	平成17年兵庫県告示第1291号(農 業振興地域の変更)					